

調剤及び調剤された薬剤又は医薬品の販売若しくは授与を行う体制の概要②（薬局）

記載例

薬局の所在地 東京都千代田区霞が関〇-〇-〇  
 薬局の名称 〇〇薬局

【通常の薬剤師及び登録販売者の勤務体制】

(営業日)	(通常の営業時間)	(営業時間から除外する時間※該当する場合)
① 月 水 金 土 日	9 : 00 ~ 18 : 00 ( : : )	( : : 00 ~ : : )
② 月 火 水 木 金 土 日	9 : 00 ~ 17 : 00 ( 12 : 00 ~ 13 : 00 )	( : : )
③ 月 火 水 木 金 土 日	9 : 00 ~ 13 : 00 ( : : )	( : : )
④ 月 火 水 木 金 土 日	: : ~ : : ( : : )	( : : )
⑤ 月 火 水 木 金 土 日	: : ~ : : ( : : )	( : : )

通常の営業日及び営業時間を記載してください。複数の曜日で通常の営業時間が同様の場合は、チェックボックスに✓を入力し、適宜まとめて記載して差し支えありません。  
 また、除外する時間がある場合には、( )内に当該時間を記載してください。

(通常の週当たりの営業時間等)	
営業時間	56 時間
要指導・一般用医薬品販売時間	56 時間
開店時間	56 時間
うち、要指導・第1類販売時間	56 時間

(開店時間、医薬品を販売する時間)

※「医薬品販売時間」の欄は、開店時間のうち、要指導医薬品又は一般用医薬品を販売する時間を記載すること  
 「要指導・第1類」の欄には医薬品を販売する時間のうち、要指導医薬品又は第1類医薬品を販売する時間を記載すること

(時)	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	
営業時間																										
開店時間																										
特定販売時間																										
① 医薬品販売時間																										
要指導・第1類																										
薬剤師勤務																										
登録販売者勤務																										
営業時間																										
開店時間																										
特定販売時間																										
② 医薬品販売時間																										
要指導・第1類																										
薬剤師勤務																										
登録販売者勤務																										
営業時間																										
開店時間																										
特定販売時間																										
③ 医薬品販売時間																										
要指導・第1類																										
薬剤師勤務																										
登録販売者勤務																										
営業時間																										
開店時間																										
特定販売時間																										
④ 医薬品販売時間																										
要指導・第1類																										
薬剤師勤務																										
登録販売者勤務																										
営業時間																										
開店時間																										
特定販売時間																										
⑤ 医薬品販売時間																										
要指導・第1類																										
薬剤師勤務																										
登録販売者勤務																										
(参考) 祝日																										
営業時間																										
開店時間																										
特定販売時間																										
医薬品販売時間																										
要指導・第1類																										
薬剤師勤務																										
登録販売者勤務																										

・営業日、営業時間の欄の番号に対応する営業時間、開店時間等について、それぞれ該当する時間を塗りつぶしてください。  
 ・「医薬品販売時間」の行には要指導医薬品または一般用医薬品の販売を行う開店時間を、「要指導・第1類」の行には、そのうち要指導医薬品または第1類医薬品(薬剤師のみが販売できる医薬品)を販売する開店時間を記載してください。  
 ・営業時間は開店時間及び特定販売を行う時間を記載してください。  
 ・特定販売時間について、注文の受付のみを行う時間は含まないでください。  
 ・登録販売者が勤務していない等、該当がない行については記載不要です。